

秋季全国火災予防運動

平成21年度

全国火災予防運動統一標語

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

管内火災件数の概要

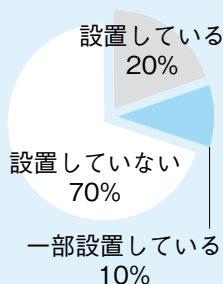
	20年	21年
建物	14	12
林野	4	1
車両	1	1
船舶	1	1
その他	13	14
計	33	29
死者	2	1
負傷者	2	2

平成21年10月25日現在

11月9日(月)から15日(日)までの一週間にわたり、「秋季全国火災予防運動」が実施されます。これから火災が発生しやすい季節を迎えます。火災予防運動は、市民の皆さんに防火に対する意識を一層高めて頂き、火災発生を防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。当消防本部においても住宅防火対策の推進を図るため、設置義務化を踏まえた住宅用火災警報器等の早期設置促進に積極的に取り組み、安全・安心な社会実現のため火災予防運動を展開します。

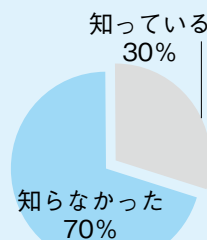


住宅用火災警報器の設置していますか



消防法の改正に伴い、すべての住宅に平成23年5月31日まで、住宅用火災警報器の設置が義務化されました。今回、住宅用火災警報器の設置状況を把握するため、アンケート調査(抽出・1,000戸)を実施した結果、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを知らなかった世帯が約7割あったことから、早期の設置促進に向けた住民の皆様のご理解をお願いいたします。いざという時のために、一日

住宅用火災警報器の設置義務化を知っていますか



住宅用火災警報器は平成23年5月31日までに設置が必要です

消火器の日常のチェックポイント

- 雨ざらしの場所に置いていませんか。
- 安全ピンはついてますか。
- キャップはゆるんでいませんか。
- 容器にサビや変形はありませんか。
- ホースに詰まりやひび割れはありませんか。
- 古い消火器でお子様が遊んでいませんか。
- 古い消火器は取扱業者に引き取ってもらうか消防署まで連絡してください。

消火器の破裂事故にご注意を!

老朽化した消火器が破裂する事故が発生しています。古くなった消火器の、サビや損傷などが原因です。消火器を定期的に点検するとともに、不要になった消火器は処分はしましょう。

も早く設置し早期発見・早期避難を可能にし、火災から自分の家族を守りましょう。
なお、新築住宅については、既に平成18年6月1日から義務化されております。

発足後37年半を迎え、当時採用された職員の大部分は退職され、引き継いだ職員は、消火戦術、救助技術や救命処置などを伝えうけ、「規律厳正・迅速確実・融和協調」の精神を継承し、市民の皆さんの安心・安全を確保するために全力を尽くす決意でございます。

国東市消防本部
消防長 井門豊彦

ごあいさつ

7月23日、安岐町明治で幼児が誤って防火水槽に転落した事故において、近所に住む小多田昭一さんが取った迅速な救助救命活動に対し、消防本部から感謝状が贈呈されました。



▲国東市消防本部での感謝状贈呈の様子